

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。

）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第一号様式(劇)を次のように改める。

(裏)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある□ ない□ 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑 に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある□ ない□ 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級 建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある□ ない□ 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の 期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木 造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある□ ない□ 年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行う に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態 ですか。	はい□ いいえ□
※審査 収入証紙 □ 欠格審査 □ 住民票照合 □ 名簿登録 □ 合格者名簿照合 □ 免許証発行 □		※受付番号
		※登録年月日 年 月 日
		※登録番号 第 号
奈良県収入証紙貼り付け欄(消印しないこと)		

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

告 示 等 に 基 づ く 学 歴 等 区 分 (登録申請時)	☐ 50 大学・短大・高専卒 40単位	☐ 51 職能大(短大)卒 40単位	☐ 52 大学・短大・高専・ 職能大等卒 30単位	☐ 53 大学・短大・高専・ 職能大等卒 20単位
	☐ 54 高校・中学卒 20単位	☐ 55 高校・中学卒 15単位	☐ 56 専修(高校卒)2年 以上 40単位	☐ 57 専修(高校卒)2年 以上 30単位
	☐ 58 専修(高校卒)1年 以上 20単位	☐ 59 専修・訓練校(中学 卒)2年以上 15単位	☐ 60 専修・訓練校(中学 卒)1年以上 10単位	☐ 61 訓練校(高校卒) 3年以上 30単位
	☐ 62 訓練校(高校卒) 1年以上 20単位	☐ 63 訓練校(中学卒) 3年以上 20単位	☐ 64 建築実務経験 7年以上	☐ 65 その他 (建築設備士等)

第一号様式の二中

勤務先等

「

学校名	学
中学校	/

を

」

部名	学科・専攻名	昼夜間の別	修学年限	在学期間	卒業・中退の別
/	/	/	3 年制	年 月 から 年 月 まで	卒業
			年制	年 月 から 年 月 まで	卒業（修了） 中退
			年制	年 月 から 年 月 まで	卒業（修了） 中退

勤務先等

「

建築実務経験期間	合計年月数
----------	-------

」

「

期間	対 の
----	--------

」

に、

年
月～

年
月

年
月

を

年
月～

年
月

」

対象業務割合	建築実務経験期間
%	年 月

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の建築士法施行細則の規定により現に提出されている申請書等は、この規則による改正後の建築士法施行細則の規定により提出されたものとみなす。